職員の兼業に関する取り扱いの整理表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可・届出種別 | | 兼業の定義 | | 許可基準（規程第4条第2項及び細則各条の定めによる） | 利益相反委員会 |
| 原則不許可  （条件付で機構長許可） | | ①営利企業の役員等（規程第4条） | | ・技術移転事業者（TLO）の役員等※1  ・研究成果活用企業の役員等※1  ・株式会社又は有限会社の監査役及び社外取締役※2 | 必要  （細則第36条第1項） |
| 機構長許可 | | ②自営（規程第5条） | | ・不動産又は駐車場の賃貸  ・太陽光電気の販売  ・不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業  （規模・施設等の基準要件あり） |
| ③営利企業の役員等及び自営以外  （規程第6条） | ⑴営利企業の事業 | ・公的な要素が強く、営利企業の営業に直接関与するものでない場合  ・機構が管理する特許の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導  ・営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環  ・営利企業における研究開発又は研究開発に関する技術指導  ・公益性が強く法令等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務付けられている場合  ・技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導  ・技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務  ・営利企業の経営及び法務に関する助言 | 必要がある場合  （細則第36条第2項）  利益相反ポリシー等に依る |
|  | 短期間兼業の場合  機構長へ事前届出により可（規程第8条） | ⑵営利企業以外の団体等 | ・国際交流を図ることを目的とする公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一 般財団法人並びに法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員等  ・学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等の役員等  ・機構内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等の役員等  ・育英奨学に関する法人等の役員等  ・産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の役員等  ・その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるものの役員等 |
| ⑶研究教育活動 | ・学校、専修学校又は各種学校の長及びこれらの教育施設の職員のうち、研究教育又は研究教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）  ・公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、研究教育又は研究教育事務  ・教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち研究教育事務及び地方公共団体におかれる審議会等で研究教育に関する事項を所掌する構成員  ・学校法人及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする 団体を含む。）のうち、研究教育の事業を主たる目的とするもの役員、顧問、参与又は 評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、研究教育又は研究教育事務  ・国会、裁判所、各府省、独立行政法人、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち研究教育又は研究教育事務 |
| ⑷国等の行政機関 | ・国家行政組織法第８条に規定されている審議会等、同法第８条の２に規定されている施設等機関及び同法第８条の３に規定されている特別の機関の非常勤官職  ・法令等の規定により設置されている国又は地方公共団体の行政機関の非常勤  ・国又は地方公共団体の行政機関が必要に応じて設置している調査研究協力者会議等の委員等 |
| ⑸その他の事業 | ⑴～⑷以外 |

※1　監査役を除く

※2　指名委員会等設置会社における監査委員会委員又は監査等委員会設置会社における監査等委員会委員に限る